

志絆パートナー規約

(目的)

第1条 本規約はパイオニアブレイン株式会社（以下「当社」という）が認定する志絆パートナーに対する規約として定めたものです。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は志絆パートナーが行う一切の行為に適用します。

(志絆パートナー)

第3条 志絆パートナーは次の種とし、当社の理念に賛同し本規約を承諾したものを条件とします。（以下、アンバサダーとパートナーのことを「志絆パートナー」という）

- (1) アンバサダー(月額 4,980 円/税込)「(志絆経営講座 6 章まで終了している方)」
- (2) パートナー (月額 4,980 円/税込)「志絆経営講座を受けていない、または 6 章まで終了していない方」

(入会金及び月額費用)

第4条 志絆パートナーになるためには当社の理念に賛同し本規約を承諾したものを条件とします。また、入会費は無料、月額は第3条にアンバサダー、パートナー共に月 4,980 円とします。なお、一度支払った会費は、理由に関わらず、返金されないことに同意します。

(志絆パートナー向け報酬プログラム)

第5条

当社の理念である、四方よし企業を世界に広め、次世代にわたり幸せを循環させることを目的とし、志絆パートナーが志絆経営講座や四方よしサポート業務の紹介をすることに対して報酬を提供する。

(1) 志絆パートナーが志絆経営講座や四方よしサポート業務を紹介した後、受注し、入金した場合、個別契約で定められた報酬を支払うこととする。なお、案件ごとに具体的な報酬などは個別契約（電子メールでの確認でも可とする）にて双方で確認する。本契約と個別契約の内容が異なる場合は、個別契約の内容を優先するものとする。

(2) 支払いタイミングとして、当社に入金があった月の翌月の20日までに支払うこととする。

(3) 当社は、本プログラムの内容を予告なく変更または終了する権利を有する。

(志絆パートナーへの申込)

第6条 志絆パートナーになることを希望する方は、当社宛に所定の入会申込書を書面、または電子メールにて送付する。

(審査)

第7条 志絆パートナーを希望する申込があった場合は、当社は審査、及び役員の承認を持って、承認をするか否かを決定します。また、拒否された場合の内容、理由等について当社は公表いたしません。

(資格有効期間)

第8条 資格有効期間は、前条により支払った月額を対象期間とします。

(資格の喪失)

第9条 志絆パートナーは、次の各号のいずれかに該当する場合は資格を喪失します。

(1) 志絆パートナーを辞めた場合

(2) 除名された場合

(3) 法人にあっては、志絆パートナーである法人が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合

(4) 当社が倒産・廃業した場合

2 志絆パートナーは、前項各号によって資格が喪失しても、未納の月額ほか当社への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければなりません。

(退会)

第10条 志絆パートナーは、当社に対し退会の申し出をすることにより退会することができます。但し、3ヶ月以上前に当社に対し予告するものとします。

(除名)

第11条 当社は志絆パートナーが次の各号のいずれかに該当し、相当であると認めた場合、事前予告なく除名することができます。

(1) 当社および志絆パートナー関係者の名誉を棄損、または当社からの口頭または書面通知を問わず助言、指示、指導、警告等のいずれかに反する行為、あるいは当社の目的に反する行為があった場合

(2) 志絆パートナーとしての品格を損なう行為があった場合

(3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合

2 前項の除名の決定は、株主総会の特別決議によりその志絆パートナーを除名することができるものとします。

(変更の届出)

第12条 志絆パートナーは、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当社への届出事項に 変更が生じた場合には、遅滞なく書面、電子メール等により変更手続を行うものとします。

2 当社は、志絆パートナーが前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負いません。

(秘密情報及び個人情報保持)

第13条 志絆パートナーは、本契約について知りえた情報及び個人情報や当社の講座や教材内容など、当社の秘密情報（以下、「本秘密情報」という。）は、文書・口頭及びその他の方法によることを問わず、開示された、又は将来開示される情報であって、秘密として指定したもの並びに接触、交渉がなされている事実（本契約締結の事実を含む。）について厳に秘密を保持し、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとし、第3者に対し一切開示または漏洩してはならず、使用または流用してはなりません。

(禁止事項)

第14条 志絆パートナーは、次に定める行為をしてはいけません。

(1) 志絆パートナー資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること

(2) 当社、他の志絆パートナー、もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると当社が判断する行為。

(3) 他の志絆パートナーもしくは第三者の肖像権その他一切の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると当社が判断する行為。

(4) 営業・勧誘など、自己又は第三者の宣伝及び営業目的の場として、当社を利用しない。

(損害賠償)

第15条 志絆パートナーは当社、または他の志絆パートナーもしくは第三者に損害を与えた場合は、当社が請求するその損害の全てを直ちに賠償しなければなりません。

(本規約の追加・変更)

第16条 当社は、必要に応じて本規約の内容を変更、追加または削除することがあります。